

特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

1 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

2 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」及び「徳島県土木工事共通仕様書(変更・追加事項)」に対する特記及び追加仕様事項は下記のとおりとする。

(交通安全管理)

- 1 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあつては、交通安全について、監督員、道路管理者、および所管警察署と打ち合わせを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
- 2 業務箇所の起終点に設置する標識板については、業務名、実施期間、事業主体名、業務受注者名、連絡先および電話番号等を記入しなければならない。

(安全教育等)

- 1 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務による災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者(現場責任者含む)等必要事項を記入のうえ提出すること。

(施工管理等)

- 1 業務写真は、同一箇所で行う完成・施行前・施行状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目なく撮影すること。

(提出書類)

業務完了時には、各種報告書、廃棄物の処理に関する帳票及び出来型図を提出すること。なお、出来型図の作成が困難な作業については監督員と協議すること。また、図面作成にあつてはCAD製図基準に準拠する必要は無い。

作業内容により材料使用がある場合は、材料の品質等を証明する書類等を提出すること。

(土砂の搬出)

- 1 本業務においては、次に掲げる処分場へ搬出することを予定している。
土砂

受入場所：(有) 漆原産業 鳴門市大麻町坂東字中谷23ほか

- 2 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

(一般廃棄物の搬出)

- 1 草木類の運搬については、元請が行う場合には業許可が不要であるが、下請け(再委託)する場合は下請業者に業許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可)が必要であるので、下請け時には監督員と協議し承諾を得ること。

- 2 発生する草木類の搬出については、再生利用施設(廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可)へ搬出し、処分(再生処理)すること。本業務においては、次に掲げる処分場へ搬出することを予定している。

受入場所：(有) 徳島興産 徳島市津田海岸町2-90

- 3 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

- 4 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した時には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

- 5 草木類の取り扱いについては、上記法律等、関係法令を遵守すること。

(散在塵芥の収集)

- 1 施行箇所内の傘、あき缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集したのち、1ヶ所ないし2ヶ所に集積すること。

- 2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

(交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員とは、警備業法(昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延べ人数20人(うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。

- 2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員に1部提出しなければならない

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象業務)

- 1 本業務は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象業務であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な業務の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本業務の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の

割合：9.19%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用）の割合：1.29%

3 受注者は，実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ，設計変更を希望する場合は，実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し，設計変更の内容について協議を行うこと。

なお，監督員から請求があった場合は，実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等，受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については，設計変更の対象としない。

5 発注者は，最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ，設計変更する場合，受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から，積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を，共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお，加算額については，間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については，法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は，実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は，監督員と協議するものとする。

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。